

「平成 20 年度金融庁政策評価実施計画」に対する意見募集の結果（平成 20 年 12 月）及び対応方針

（特定の施策項目についての意見）

| 番号 | 意見の該当箇所 | 意見の概要 | 回 答 |
|----|--|--|---|
| 1 | 施策Ⅰ－１－（１） 「金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施」 | 特に事務事業①「効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施」の参考指標として、行政処分に関し「行政不服審査法第 6 条に基づく異議申し立ての件数」および「意義が認められた件数」、および「行政事件訴訟法第 8 条に基づく処分の取り消しの訴えの件数」および「取り消しが認められた件数」を採用すべきである。 | オフサイト・モニタリングとは、金融機関の財務会計情報やリスク情報等を収集・徴求・分析するものです。したがって、行政処分に関する件数は、「効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施」の度合いを示すものとはなりにくいと考えます。 (監督局総務課) |
| 2 | 施策Ⅰ－１－（２） 「金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施」 | 参考指標として、「金融検査指摘事例集の公表実績」だけでなく、「意見申出制度における申出の件数」および「うち金融機関意見採用の件数」を採用すべきである。 | 当該項目の参考指標は①評定結果の分布状況②各業態の健全性指標（自己資本比率等）③各業態の不良債権比率等であり、「金融検査指摘事例集の公表実績」については採用していません。 また、意見申出制度は、金融検査における中立性や公平性の確保の補完を目的に運営しているものであり、「金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施」の参考指標としては適さないものと考えます。 (検査局総務課・審査課) |
| 3 | 施策Ⅱ－１－（３） 「金融機関等の法令等遵守態勢の確立」 | 新たに法律が制定された場合に、その施行日より十分に前に、その詳細（施行規則など）が決まることが、金融機関において施行日までに当該法令を遵守できる体制を確立するために必要である。よって、参考指標として、「詳細が決まってから法律の施行までの日数」を加えるべきである。 | 平成 21 年度より、参考指標として「規制の新設・強化に係る政令・府令や監督指針等の公布・公表後、施行までの日数」を取り上げることとします。 (総務企画局企画課、監督局総務課) |
| 4 | 施策Ⅱ－１－（３） 「金融機関等の法令等遵守態勢の確立」 | 参考指標として、行政処分の実施状況に加え、行政処分に関し「行政不服審査法第 6 条に基づく異議申し立ての件数」および「異議が認められた件数」、および「行政事件訴訟法第 8 条に基づく処分の取り消しの訴えの件数」および「うち取り消しが認められた件数」を採用すべきである。 | 「行政不服審査法第 6 条に基づく異議申し立て」及び「行政事件訴訟法第 8 条に基づく処分の取り消しの訴え」は、いずれも、金融機関等が、金融庁の行う行政処分等、行政庁による公権力の行使に対し不服がある場合になされるものです。したがって、これらが金融機関等の法令等遵守態勢の確立の度合いを示すものとはなりにくいと考えます。 |

| | | | |
|---|--|---|---|
| | | | (監督局総務課) |
| 5 | <p>施策Ⅱ－２－(5) 「公認会計士監査の充実・強化」及び 「施策Ⅲ－１－(3)専門性の高い人材の育成等」</p> | <p>20年度の事務事業「公認会計士試験の実施の改善」の参考指標として、「同試験の受験申込者数」を採用すべきである。</p> | <p>ご意見を踏まえ、「公認会計士試験の受験者数」を参考指標として取り上げることとします。</p> <p>なお、公認会計士・監査審査会では、公認会計士試験を多様な人々にとって受験しやすくするため、平成20年試験から論文式試験を週末に実施する、法令基準集を配布したうえで実施する試験科目を拡大するなどの改善策を講じているところです。さらに、平成22年から短答式試験の実施を年1回から年2回にすることとしています。</p> <p>(公認会計士・監査審査会事務局)</p> |
| 6 | <p>施策Ⅲ－３－(1) 「金融行政の透明性・予測可能性の向上」</p> | <p>特に事務事業①「ノーアクションレター制度等の適切な運用」(ルールの解釈・運用に関する透明性・予測可能性を高めることが目的)、および②「行政処分についての透明性の向上」の参考指標として、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律(情報公開法)第4条第1項に基づく行政文書開示の請求件数」および「開示決定とした件数」も採用すべきである。また、この行政文書開示に関し、「行政不服審査法第6条に基づく金融庁長官に対する意義申立ての件数」および「前の決定を取り消して開示決定とした件数」も採用すべきである。</p> | <p>行政文書の開示請求については、情報公開法令の規定にしたがって適切に対応すべきものであり、ご意見のあった行政文書の開示請求に係る各件数は「金融行政の透明性・予測可能性」の参考指標とすることになじまないと考えられます。</p> <p>なお、ご意見のあった各件数は、「金融庁の1年」及び「情報公開法の施行の状況について」(総務省)により、毎年公表しております。</p> <p>(総務企画局政策課、監督局総務課)</p> |
| 7 | <p>施策Ⅲ－３－(1) 「金融行政の透明性・予測可能性の向上」</p> | <p>事務事業④「金融庁法令等遵守調査室の積極的活用」の参考指標として、「受付対象となった件数」、「調査に着手した件数」だけでなく、「寄せられた情報件数(=「受付対象となった情報の件数」+「受付対象外となった情報の件数」)も採用すべきである。</p> | <p>既に「寄せられた情報件数」、「受付対象となった情報の件数」及び「受付対象外となった情報の件数」は平成19年度実績評価書において記載されていることを踏まえ、平成21年度金融庁政策評価実施計画における参考指標を「法令等遵守調査室に寄せられた情報件数(うち受付対象件数及び受付対象外の件数)、調査着手件数」といたします。</p> <p>(総務企画局総務課・監督局総務課)</p> |
| 8 | <p>施策Ⅲ－３－(1) 「金融行政の透明性・予測可能性の向上」</p> | <p>特に事務事業⑤「検査結果の金融機関へのフィードバック体制の充実」の参考指標として、「金融検査指摘事例集の公表実績」だけでなく、「意見申出制度における申出の件数」および「認められた件数」を採用すべきである。</p> | <p>「意見申出制度における申出の件数」自体をもって「検査結果の金融機関へのフィードバック体制の充実」の参考資料とすることは適さないと考えるが、意見申出事案の概要を紹介した「意見申出事例集」は「金融行政の透明性・予測可能</p> |

| | | | |
|----|---|--|--|
| | | | 性の向上」の参考指標として適切と考えられるため、参考指標として取り上げることとします。 (検査局総務課・審査課、監督局総務課) |
| 9 | <p>施策Ⅱ-2-(5) 「公認会計士監査の充実・強化」 〈事務事業②〉 公認会計士・監査法人等に対する適切な監督 〈事務事業③〉 品質管理レビューの的確な審査及び監査法人等に対する的確な検査等 参考指標：「公認会計士等に対する行政処分の実施状況〈内容・件数〉」 参考指標：「監査法人等に対する検査に係る勧告の実施状況〈内容・件数〉」</p> | <p>公認会計士監査の充実・強化は、監査法人の品質管理レビューだけで達成されるものではない。金融庁、公認会計士・監査審査会、監査法人の3者がより連携することや指導的機能（監査法人・被監査会社に適切な情報を早期に提供すること）を高めることも大切である。今後、国際財務報告基準（IFRS）の適用等を控えていることを考えると、事務事業②と③より、むしろ監査法人の判断材料を明確化し、代わりに、被監査会社の経理実務の質的向上が伴うような施策を実施すべきである。すると、参考指標としては、公認会計士・監査法人等に提供した情報の内容と量などに関するものを重視すべきである。</p> | <p>企業会計審議会等において、IFRSの採用及び監査基準等を巡る国際的な動向等に留意しつつ、必要に応じて監査基準等の整備に係る対応を行うこととしているところである。</p> <p>また、監査事務所による監査の質の維持・向上の取組みを促すために、公認会計士・監査審査会では「監査の品質管理に関する検査指摘事例集」を公表しています。</p> <p>これらについては、当庁のベター・レギュレーションの一環で、日本公認会計士協会等との意見交換を行い対話の充実を図っているところであり、その場において企業会計審議会の審議状況等を含め意見交換を行っています。</p> <p>以上のことから、ご意見を踏まえ「日本公認会計士協会等との意見交換の実績」を参考指標として取り上げることとします。 (総務企画局企業開示課、公認会計士・監査審査会事務局)</p> |
| 10 | <p>施策Ⅱ-2-(5) 「公認会計士監査の充実・強化」 参考指標：「公認会計士・監査審査会の開催回数」</p> | <p>“どれだけやったのか”よりも“どれだけ成果が得られたか”の測定に近づけるには、代わりに「公認会計士・監査審査会HPへのアクセス件数」や「開催での決定内容がHPに掲載されるまでの期間（迅速さ）」を採用すべきである。実際のところ、現在、公認会計士・監査審査会からホームページ等を通じて公開されている情報は非常に少ないと感じる。</p> | <p>ご意見を踏まえ、平成21年度より、「公認会計士・監査審査会ホームページへのアクセス件数」を参考指標として取り上げることとします。</p> <p>なお、審査会で公表を議決した内容については、議決後速やかに公表しておりますが、今後も、審査及び検査や公認会計士試験の実施等について、情報発信に努めてまいります。 (公認会計士・監査審査会事務局)</p> |
| 11 | <p>施策Ⅱ-2-(5) 「公認会計士監査の充実・強化」 参考指標：「講演会等の実施回数」</p> | <p>“どれだけ国民の要望・期待に応えられたか”の測定に近づけるため、代わりに「講演会等の参加者に対するアンケート調査の結果」を採用すべきである。</p> | <p>公認会計士・監査審査会では、協会や大学等の主催により、公認会計士の役割や、最近の検査での指摘事項等について講演を実施しています。</p> <p>審査会としては、アンケート調査を行っていませんが、主催者との意見交換や参加者との質疑応答等を通じて、直接ご意見を伺っているほか、講演の主催者がアンケート調査等を行っている場合があ</p> |

| | | | |
|----|---|---|--|
| | | | り、業務の参考にしております。 (公認会計士・監査審査会事務局) |
| 12 | <p>施策Ⅱ－２－(５) 「公認会計士監査の充実・強化」 〈事務事業⑤公認会計士試験の実施の改善〉及び 施策Ⅲ－１－(３) 「専門性の高い人材の育成等」 〈事務事業②公認会計士試験の実施の改善〉</p> | <p>「公認会計士試験の受験者数・合格者数」を参考指標として採用すべきである。人材および提供されるサービスの質の向上・確保には、志願者・合格者の増加が必要であると考えます。</p> | <p>ご意見を踏まえ、「公認会計士試験の受験者数」を参考指標として取り上げることとします。</p> <p>なお、公認会計士・監査審査会では、公認会計士試験を多様な人々にとって受験しやすくするため、平成 20 年試験から論文式試験を週末に実施する、法令基準集を配布したうえで実施する試験科目を拡大するなどの改善策を講じているところです。さらに、平成 22 年から短答式試験の実施を年 1 回から年 2 回にすることとしています。</p> <p>また、合格者の決定は、公認会計士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかにより判定されるものであるため、合格者数の増減を参考指標とすることは難しいものと考えます。</p> <p>(公認会計士・監査審査会事務局)</p> |
| 13 | <p>施策Ⅱ－２－(５) 「公認会計士監査の充実・強化」 〈事務事業⑤公認会計士試験の実施の改善〉及び 施策Ⅲ－１－(３) 「専門性の高い人材の育成等」 〈事務事業②公認会計士試験の実施の改善〉</p> | <p>短答式試験の実施を年 2 回になろうとも 5 月末の短答式試験から 8 月末の論文式試験までは 3 ヶ月しかないため、現在の半分程度の期間で短答式試験の結果が公表できるようにシステムの開発を行うべきである。旧司法試験と比較しても公認会計士試験の短答式試験の合格発表にかかる時間は長い。</p> | <p>試験の合格発表に係る事務については、平成 18 年よりシステム化しており、今後合格発表の迅速化に向け努めてまいります。</p> <p>(公認会計士・監査審査会事務局)</p> |
| 14 | <p>施策Ⅱ－２－(５) 「公認会計士監査の充実・強化」 〈事務事業⑤公認会計士試験の実施の改善〉及び 施策Ⅲ－１－(３) 「専門性の高い人材の育成等」 〈事務事業②公認会計士試験の実施の改善〉</p> | <p>日本も国際財務報告基準(IFRS)を導入することが確実視されており、これが今後の試験にどのように影響を与えるのかという情報を早期に開示することを、事務事業に含めるべきである。この問題は、グローバルな資本市場においては、世界で同一の会計基準を採用するという画期的な制度改革であり、公認会計士試験にも重要な影響があると考えられているので、的確な内容を適時に受験者を含めた関係者に開示すべきである。</p> | <p>公認会計士・監査審査会では、現在、公認会計士試験の出題範囲を短答式試験の実施日の半年前に公表するなど、試験に関する情報をできるだけ早期に受験者へ周知するよう努めているところです。</p> <p>今後とも、ご指摘のような状況を踏まえ、受験者に対する迅速な情報提供に努めてまいります。</p> <p>(公認会計士・監査審査会事務局)</p> |

| | | | |
|----|---|--|---|
| 15 | <p>施策Ⅱ－２－（５） 「公認会計士監査の充実・強化」 〈事務事業⑤公認会計士試験の実施の改善〉及び 施策Ⅲ－１－（３） 「専門性の高い人材の育成等」 〈事務事業②公認会計士試験の実施の改善〉</p> | <p>短答式試験の実施を年２回とする平成 22 年試験について、日程等の受験情報を早期に公表することを、事務事業に含めるべきである。</p> | <p>平成 22 年試験の日程については、受験者に対する速やかな情報提供の観点から、平成 21 年試験の日程と合わせて、平成 20 年 8 月 26 日に公表したところですが、その他の受験情報についても、受験者に対し迅速に情報提供するよう努めてまいります。</p> <p>（公認会計士・監査審査会事務局）</p> |
| 16 | <p>施策Ⅱ－２－（５） 「公認会計士監査の充実・強化」 〈事務事業⑤公認会計士試験の実施の改善〉及び 施策Ⅲ－１－（３） 「専門性の高い人材の育成等」 〈事務事業②公認会計士試験の実施の改善〉</p> | <p>公認会計士の登録の要件について、公認会計士が単に監査法人において業務補助に従事するだけではなく、広く会計実務界において活躍の幅を広げることが期待されていると考える。しかしながら、会計実務における実務従事の範囲は、監査業務補助と比較して曖昧であり、金融庁の個別の判断を経なければ明らかにならない。わが国の金融・資本市場において、専門性の高い人材を確保するためには多方面での活躍の可能性を明示する必要があり、よって実務従事の範囲の明確化を図ることを、事務事業に含めるべきである。</p> | <p>公認会計士の登録要件の一つである業務補助及び実務従事については、金融庁ウェブページ上の「公認会計士の登録 Q & A」において内容を説明しています。当該 Q & A において、実務従事に該当する業務について具体例を示しており、実務従事の範囲の明確化に努めているところです。</p> <p>ご意見を踏まえ、「産業界の実態等に留意しつつ、必要に応じて公認会計士の資格要件である業務補助等の情報の充実を行う」旨を事務事業の実施内容に含めることとします。</p> <p>（総務企画局企業開示課、公認会計士・監査審査会事務局）</p> |